【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出日】 平成26年1月31日

【届出者の氏名又は名称】 三井造船株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都中央区築地五丁目6番4号

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区築地五丁目6番4号

【電話番号】 (03)3544-3070

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 香西 勇治

【代理人の氏名又は名称】該当事項はありません。【代理人の住所又は所在地】該当事項はありません。【最寄りの連絡場所】該当事項はありません。【電話番号】該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 三井造船株式会社

(東京都中央区築地五丁目6番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、三井造船株式会社を指し、「対象者」とは、昭和飛行機工業株 式会社を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいい ます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵 省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

昭和飛行機工業株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類 】 普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)10,262,793株(注)(対象者が平成25年11月13日に提出した第110期第2四半期報告書(以下「第110期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数33,606,132株に対する割合(以下「株式所有割合」といいます。)30.54%(小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じとします。))を実質的に所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。この度、当社は、平成26年1月30日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化することを目的として、対象者株式につき公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしました。

(注) 当社が三井住友信託銀行株式会社に信託したうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託された対象者株式(以下「信託株式」といいます。)5,131,000株(議決権行使の指図権は当社に留保されております。)に、当社が直接所有する対象者株式5,131,793株を加えた株式数です。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを目的とするものであるため、買付予定数の下限を8,311,207株(株式所有割合24.73%。なお、本公開買付けにより当該8,311,207株の買付け等を行った後に当社が実質的に所有することとなる対象者株式は18,574,000株(株式所有割合55.27%))としており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(8,311,207株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持しながら、資本関係を出来る限り強化する方針であることから、買付予定数の上限を10,000,000株(株式所有割合29.76%。なお、本公開買付けにより当該10,000,000株の買付け等を行った後に当社が実質的に所有することとなる対象者株式は20,262,793株(株式所有割合60.29%))と設定しております。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

また、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意等」に記載のとおり、当社は、対象者との間で、平成26年1月30日付で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結し、対象者の所有する自己株式のうち1,770,000株(株式所有割合5.27%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。対象者は、平成26年1月30日開催の取締役会において、対象者の所有する自己株式のうち1,770,000株を本公開買付けに応募することを決議し、同日付で当該応募に係る自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)に係る有価証券届出書を関東財務局に提出しております。

なお、対象者によって公表された平成26年1月30日付「三井造船株式会社による当社株券に対する公開買付けに 関する意見表明及び三井造船株式会社との資本業務提携のお知らせ」及び「第三者割当による自己株式の処分に関 するお知らせ」(以下、あわせて「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成26年1月30 日開催の取締役会において、下記「(2)本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」 に記載のシナジー効果を考慮すると、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで今後の対象者の さらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断するとともに、本公開買付けにおける買付予定数の上 限は、対象者が本公開買付け後も上場を維持するという目的と本公開買付けに応募する対象者株主の応募株式を可 能な限り多く買い付けるという観点から妥当なものであり、買付予定数の下限は、対象者を連結子会社化するとい う目的から妥当なものであると判断し、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び 対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)より取得した対象 者株式に関する株式価値算定書並びに当社及び対象者から独立した法律事務所である佐藤総合法律事務所からの法 的助言並びに本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見を踏まえた上で、大熊一正氏を除く対象者取締役9 名の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。また、野村證券より取得した株式価値算定 書に照らせば、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は一 定の合理性があると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対 象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有すること にも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判 断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役である大熊一正氏は、当社の従業員を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、上記取締役会には対象者監査役の3名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、「社会に人に信頼されるものづくり企業であり続ける」ことを企業理念としております。

この企業理念のもと、船舶海洋、機械、プラント、社会インフラ、その他IT・サービス関連など広範囲の事業分野において培った複合技術とグローバルな事業活動で積み重ねた経験を総合的に調和させた製品・サービスを提供する"ものづくり企業"として、社会や人々からの期待に応え信頼を高めることを経営の基本方針としております。

この基本方針に基づき「顧客満足の向上」、「従業員尊重」、「社会の発展への寄与」、「利益追求」を経営姿勢として掲げ、全てのステークホルダーに対し企業として存続する価値を評価されるよう努めております。そのために、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制と株主重視の公正な経営システムの構築・維持に取り組んでおります。

当社は、経営環境が大きく変化を遂げる中、経営課題にスピード感をもって対応しなければならない今がまさに正念場という認識のもと、平成26年度から平成28年度までの中期経営計画(以下「14中計」といいます。)を前倒しで策定いたしました。

14中計では、平成29年の当社創立100周年に向けて「新たな100年の礎を築く」をキャッチフレーズとして、「持続的成長と収益安定性を兼ね備えたバランスの取れた事業ポートフォリオの実現」を目指しております。ありたい姿を達成するため、(1)製造事業の変革、(2)エンジニアリング事業の拡大、(3)事業参画・周辺サービス事業の拡大という3本の戦略の柱、及び(4)経営基盤の強化からなる基本方針を策定し、グループ総合力やグローバル展開による事業拡大のための体制構築に取り組み、事業領域の変革による持続的成長基盤の確立と、ビジネスモデルの変革による収益の安定化を推し進めています。

一方、対象者は、昭和12年、東京都昭島市に航空機製造を目的として設立され、昭和36年10月に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。現在は、航空機製造で培った技術と経験を活かして、航空機機装品やタンクローリ等の特殊車両、軽量・強度素材のハニカム等の輸送用機器関連の製造・販売業を営む一方で、広大な社有地を活用したショッピングセンター及び事務所ビル等の不動産賃貸事業並びにホテル、ゴルフ等のホテル・スポーツ・レジャー事業を対象者及び子会社8社により展開しております。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、経営ビジョンとして「企業価値の向上」、「安定収益の確保」、及び「企業の社会的責任」を掲げ、「事業構造の転換」及び「競争力の強化」を加速させ、売上高の拡大を伴った利益成長を達成することを基本方針とし、「製造部門の再建」、「不動産部門の収益拡大」、及び「子会社経営体質の強化」を重点課題として進めてまいりました。「不動産部門の収益拡大」につきましては、「草かんむりのまちづくり」構想の推進に向け、道路等のインフラ整備を開始し、第一ステップとしてアウトドア・ライフに特化した商業施設の開発を進めており、着実に前進しているとのことです。

また、「子会社経営体質の強化」につきましては、リーマンショック等の影響を受けておりましたが、事業領域の見直し・拡大やコスト削減等の諸施策の実施により業績は回復傾向にあり、経営体質は改善の方向にあるとのことです。

一方、「製造部門の再建」につきましては、売上拡大と原価低減等を図ることにより、輸送用機器関連事業セグメントにおきまして、平成20年度の約13億円の損失から、平成24年度には営業損失が約3億円まで減少し、再建まであと一歩のところまで改善しているとのことです。

しかしながら、対象者を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されることから、「製造部門の再建」を達成するためには、更なる売上高の拡大、コストの削減のための対策を実施することが課題となっているとのことです。

当社は、14中計を達成するために様々な検討をしてまいりました。その中で、当社は、昭和32年に対象者株式を取得して以来、増資等を経て所有株式数を増やしてきた対象者との関係を一層強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考え、平成25年9月頃に、対象者株式を追加取得し、両社の企業価値の向上を図ることについて提案し、対象者との間で具体的な協議を開始し、継続してまいりました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けを通じて当社と対象者との一層の資本関係の強化を行うことが、以下に示すように両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、対象者、ひいては当社グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、当社は平成26年1月30日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び本資本業務提携契約を締結することを決定いたしました。

対象者は、不動産賃貸事業セグメントを主軸に当社とは異なるビジネスモデルで安定的な収益を上げていますが、製造部門にあたる輸送用機器関連事業セグメントは損失が続いており、対象者が改善策を実施し事業展開しているところです。そこで、本公開買付けを通じて両社の資本強化を図り、両社の経営資源を有効的に活用することで、対象者の製造部門の再建が加速し、対象者の更なる収益の積み上げが図られ、当社にも安定した収益が還元されることが期待できます。

具体的には、対象者は、新規事業及び新商品の開発並びに既存商品の用途拡大及び応用製品への展開について、当社が持つ情報や技術及びノウハウを活用することができます。対象者の将来的な課題である価格競争力の向上については、当社の生産管理のノウハウの共有による対象者の工場生産の効率化や、当社の集中購買のノウハウを利用した対象者の調達コストの低減が可能となります。さらに、当社の技術力や、当社に寄せられる情報の提供を受けることで、対象者の製造分野における新規製品及び事業の創出に関する開発と事業展開の期間短縮への寄与が期待できます。その他にも、当社の支社、支店、子会社等の拠点を活用することで、対象者製品の販売拡大に繋げることが可能となると共に、対象者の将来的な海外展開においても、当社の海外拠点や人材を活用することで、より円滑な事業推進が可能となると考えております。また、東京証券取引所市場第一部に上場する当社の連結子会社となることで対象者の信用力が高まり、今後の不動産業務の収益拡大のための投資資金がより円滑、効率的に調達できることが期待できます。

次に、当社の14中計においても、対象者の製造部門である航空機事業やハニカム材料の技術は、当社の既存事業に該当するものがなく、対象者が当社グループ傘下に加わることで、14中計の事業領域の変革への足がかりになることが期待できます。また、対象者の海運市況に左右されない安定した収益が、当社にも還元されることで、14中計の目指す「収益の安定化」への寄与が期待できます。その他にも対象者の製造部門の立て直しを通じて、グループ経営の強化が進展し、14中計の3本の戦略の柱の下支えとなっている「経営基盤の強化」にも貢献することが期待できます。

以上の取り組みを通じ、対象者の製造部門における早期の利益貢献に加え、当社と対象者との開発ノウハウの共有、共同開発の推進、人材の横断的な活用等を進めることにより、両社の継続的な成長を実現させ、グループ全体における更なる競争力の向上を見込んでおります。このように、当社及び対象者は、本公開買付けを通じて、これまでに培われた両社の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築することにより、両社の企業価値を高めることができるものと考えております。

なお、本公開買付けの成立後には、両社でシナジー効果を上げるためのプロジェクトチームを組成し、各部門に おいて個別に具体的なシナジー効果を検討し、早期実現に向けて取り組んでまいります。

また、対象者の現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えております。したがって、本公開買付け成立後も対象者の現在の経営体制を維持する方針であり、現在、当社から対象者に派遣している取締役1名に加えて、新たに役員を派遣する予定はありません。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意等

当社は、平成26年1月30日に、対象者との関係強化を図ることを目的として、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

目的

当社が本公開買付けを実施することによって、当社が対象者を連結子会社とした上で、当社及び対象者が保有する経営資源を相互に有効活用することで事業規模の拡大及び業務効率の向上を図り、両社の企業価値の最大化を図ることを目的とする。

資本業務提携の内容及び方法

一定の条件のもと本公開買付けを実施し、対象者を当社の連結子会社とする。

上記 記載の目的を達するため、当社及び対象者は、下記 記載の内容に従い、業務提携を行う。

上記 記載の目的を達するため、当社は、下記 記載の内容に従い、対象者に対して役員を派遣する。

本公開買付けの実施、本公開買付けへの賛同等

当社は、本書記載の内容にて、本公開買付けを実施する。

対象者は、一定の条件のもと本公開買付けにつき賛同の意見表明(本公開買付けの価格に関する意見を含む。)の取締役会決議を行い、当該賛同決議について適時に公表及び法定書類の提出を行う。

対象者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中、当該賛同決議を変更又は撤回しない。但し、公開買付期間中に当社以外の者による対象者株式に対する対抗的な公開買付けが開始された場合で、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反となる可能性が高いと賛同決議に参加した対象者の取締役全員が合理的に判断し、かつ、当該判断に資する弁護士(同種の取引において十分な知見と経験を有する弁護士に限る。)の意見を取得した場合に限り、対象者は賛同決議を変更又は撤回することができるものとする。なお、対象者は、本資本業務提携契約締結日以降本公開買付けの決済開始日までの間に、当社以外の者による対象者株式に対する対抗的な公開買付けに関する提案又は勧誘等を受けた場合には、直ちに当社に対してその事実及び当該提案の内容を通知するものとし、当社が当該提案又は勧誘等に対して、新たな提案等を行うために十分な機会を付与しなければならないものとする。

自己株式の応募

対象者は、本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の前日において対象者が保有する対象者株式のうち 1,770,000株を、本公開買付期間中に応募するとともに、応募をすることが法令若しくは司法・行政機関等によ る命令等に対する違反を構成する場合又は本資本業務提携契約上賛同決議の撤回が認められる場合を除き、応募

EDINET提出書類 三井造船株式会社(E02123) 公開買付届出書

の撤回をせず、かつ、かかる応募のために法令上、また対象者が上場する金融商品取引所の規則上、必要となる 一切の手続(自己株式の処分に係る手続を含む。)を適時・適切に履行する。

業務提携の内容

当社及び対象者は、本資本業務提携契約に基づく提携に伴う積極的な効果を可能な限り最大限発揮できるよう、相互に、実務上、可能な限り、最大限の努力を行う。

当社及び対象者は、お互いに相手方のブランドと経営の自主性を維持・尊重しつつ、それぞれの事業領域で考え得るシナジーを追求するため、生産管理のノウハウの共有、販路・販売インフラの共有、商品開発、調達、物流をはじめ、業務提携を実施するものとし、具体的な内容を検討するために、本公開買付けの決済完了後、速やかに、両社による会合を開催する。

役員の派遣

当社は、本公開買付けの決済完了後、対象者の取締役1名を指名することができ、以後、取締役の指名に関して変更を行う場合には、対象者との間で事前に協議する。

事前承認事項・報告事項

対象者は、本公開買付けの決済完了後に、次の各号に定める事項を決定する場合には、その内容につき当社との間で協議するものとし、事前に当社の書面による承諾を得るものとする。

- (a) 新株式の発行又は自己株式の取得若しくは処分
- (b) 株式の併合、株式の分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- (c) 資本金の額の減少若しくは準備金の額の減少又は資本金の額の増加若しくは準備金の額の増加
- (d) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、重要な事業の譲渡又は譲受け

対象者は、本公開買付けの決済完了後に、法令又は対象者の定款その他の社内規程により株主総会決議が必要とされる事項を決定又は実施しようとする場合には、事前に当社に対してその旨を書面で報告する。

対象者の独立性維持

当社及び対象者は、合理的な理由がある場合を除き、本公開買付け後も対象者が上場会社としての自主的な経営を尊重することを相互に確認する。

株式譲渡等

当社は、本公開買付けの決済完了後に、対象者株式を追加取得し、又は、本公開買付けにより取得した対象者株式を第三者に譲渡しようとする場合には、事前に対象者と協議を行うものとする。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではありませんが、当社は、対象者株式10,262,793株(株式所有割合30.54%)を実質的に所有し、対象者を当社の持分法適用関連会社としていること、及び対象者に対して当社から取締役1名(大熊一正氏)を派遣していることを考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)に対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、当社はSMBC日興証券から平成26年1月29日付で対象者株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。SMBC日興証券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 1,127円~1,159円 類似上場会社比較法 1,383円~1,736円 DCF法 1,445円~1,937円

市場株価法では、平成26年1月29日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,159円(小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,139円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,127円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を1,127円から1,159円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を1,383円から1,736円までと分析しています。

DCF法では、対象者に係る事業計画を検討の上、平成26年3月期以降に対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を1,445円から1,937円までと分析しております。

なお、対象者が当社に提出した事業計画においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。事業計画は対象者の重要課題である「製造部門の再建」「不動産部門の収益拡大」が数年に亘って実現していくことを反映した計画となっているとのことです。また、対象者が当社に提出した事業計画においては、本公開買付けにより対象者に生じることが期待されるシナジー効果は考慮していないとのことです。

当社は、SMBC日興証券による対象者株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、買収監査(デュー・ディリジェンス)の状況、対象者との協議・交渉の結果や、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成26年1月30日に本公開買付価格を1株当たり1,650円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年1月29日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値1,136円に対して45.25%(小数点以下第三位四捨五入、以下本項の割合の数値において同じとします。)、平成26年1月29日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,159円に対して42.36%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,139円に対して44.86%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,127円に対して46.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価額となっております。また、本公開買付価格は本書提出日の前営業日である平成26年1月30日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値1,121円に対して47.19%のプレミアムを加えた価額となっております。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者は野村證券から平成26年1月29日に対象者株式に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券により、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用された手法及び当該手法に基づいて算定した対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 1,112円から1,159円 類似会社比較法 1,390円から1,859円 DCF法 1,176円から1,760円

市場株価平均法では、平成26年 1 月29日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,136円、直近 5 営業日の終値単純平均値1,112円(小数点以下四捨五入、以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値1,159円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値1,139円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値1,127円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、1,112円から1,159円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、1,390円から1,859円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が第110期(平成26年3月期)第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,176円から1,760円までと分析しているとのことです。

なお、対象者が野村證券に提出した事業計画においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。事業計画は対象者の重要課題である「製造部門の再建」「不動産部門の収益拡大」が数年に亘って実現していくことを反映した計画となっているとのことです。また、対象者が野村證券に提出した事業計画においては、本公開買付けにより対象者に生じることが期待されるシナジー効果は考慮していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、本公開買付けに係る意見表明を決定するに至る意思決定の過程及び方法その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない者からの意見の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当社及び対象者との間で利害関係のない佐藤総合法律事務所より、対象者が本公開買付けに対象者が保有する自己株式を応募するために行う本自己株式処分について、必要性及び相当性に関する意見を取得しているとのことです。当該意見の内容は以下のとおりです。

- (a)対象者が本公開買付けに応募するために本自己株式処分を行い、かつ、本公開買付けに関して賛同意見を表明すること(以下「対象者取引」といいます。)の目的は、対象者が当社の連結子会社となることにより、上記「(2)本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社と対象者の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築し、両者の企業価値を向上させる点にあるところ、かかる対象者取引の目的には合理性が認められる。
- (b) 上記(a)の目的を達成するためには、当社に対して対象者株式を割り当てる必要があるため、本自己株式処分という方法には必要性が認められる。
- (c) 対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての野村證券より取得した株式価値算定の結果を踏まえた上で、当社と利害関係を有しない役員のみによって対象者取引の意思決定を行う予定であり、対象者取引の意思決定過程の手続において、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しない。
- (d) 本公開買付価格は、野村證券による株式価値算定の結果を参考として、当社と対象者が対等の立場で交渉を行ったうえで、当該算定結果の範囲内で決定されており、また、本公開買付価格には相当なプレミアムが付加されているため、対象者取引における対価には一定の合理性が認められる。
- (e) 以上より、本自己株式処分には必要性があり、また、本自己株式処分の意思決定過程及び条件には不合理な 点は認められないため、相当性も認められる。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年1月30日開催の取締役会において、上記「(2)本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のシナジー効果を考慮すると、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断するとともに、本公開買付けにおける買付予定数の上限は、対象者が本公開買付け後も上場を維持するという目的と本公開買付けに応募する対象者株主の応募株式を可能な限り多く買い付けるという観点から妥当なものであり、買付予定数の下限は、対象者を連結子会社化するという目的から妥当なものであると判断し、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より取得した対象者株式に関する株式価値算定書並びに当社及び対象者から独立した法律事務所である佐藤総合法律事務所からの法的助言並びに本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見を踏まえた上で、大熊一正氏を除く対象者取締役9名の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。また、野村證券より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役である大熊一正氏は、当社の従業員を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、上記取締役会には対象者監査役の3名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

本公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けにおける公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募につき適切な判断の時間と機会を確保することを可能とするとともに、公開買付者以外の者が対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。また、当社と対象者は、公開買付者以外の者による対抗的な買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていません。このように、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特に本公開買付価格の公正性の担保に配慮しております。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的としており、現時点において、本公開買付けにおいてその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者株式の追加取得を行うことは予定しておりません。

(6) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

対象者株式は、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限を10,000,000株(株式所有割合29.76%。なお、本公開買付けにより当該10,000,000株の買付け等を行った後に当社が実質的に所有することとなる対象者株式は20,262,793株(株式所有割合60.29%))と設定しております。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き上場が維持される予定です。

EDINET提出書類 三井造船株式会社(E02123) 公開買付届出書

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年1月31日(金曜日)から平成26年3月17日(月曜日)まで(31営業日)		
公告日	平成26年 1 月31日(金曜日)		
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)		

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】 該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】 該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

(2)【買付け等の個	
株券	普通株式1株につき、金1,650円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券	-
()	
株券等預託証券	-
()	
算定の基礎	当社は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券に対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、当社はSMBC日興証券から平成26年1月29日付で対象者株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。SMBC日興証券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。市場株価法 1,127円~1,159円類似上場会社比較法 1,383円~1,736円DCF法 1,445円~1,937円市場株価法では、平成26年1月29日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,159円(小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,127円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を1,127円から1,159円までと分析しております。類似上場会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を1,383円から1,736円までと分析しています。 DCF法では、対象者に係る事業計画を検討の上、平成26年3月期以降に対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を1,445円から1,937円までと分析しております。 なお、対象者が当社に提出した事業計画においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。事業計画は対象者の重要課題である「製造部門の再建」「不動産部門の収益拡入」が数年に亘って実現していくことを反映した計画となっているとのことです。また、対象者が当社に提出した事業計画においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。事業計画は対象者の重要課題である「製造部門の再建」「不動産部門の収益拡入」が数年に重って実現していくことを反映した計画となっているとのことです。また、対象者が当社に提出した事業計画においては、本公開買付けにより対象者に生じることが期待される当社に提出した事業計画においては、本公開買付けにより対象者に生じることが期待される当社に提出した事業計画においては、本公開買付けにより対象者に生じることが期待される
	シナジー効果は考慮していないとのことです。

当社は、SMBC日興証券による対象者株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、買収監査(デュー・ディリジェンス)の状況、対象者との協議・交渉の結果や、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成26年1月30日に本公開買付価格を1株当たり1,650円に決定したしました

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年1月29日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値1,136円に対して45.25%(小数点以下第三位四捨五入、以下本項の割合の数値において同じとします。)、平成26年1月29日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,159円に対して42.36%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,139円に対して44.86%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,127円に対して46.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価額となっております。また、本公開買付価格は本書提出日の前営業日である平成26年1月30日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値1,121円に対して47.19%のプレミアムを加えた価額となっております。

算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社は、14中計を達成するために様々な検討をしてまいりました。その中で、当社は、昭和32年に対象者株式を取得して以来、増資等を経て所有株式数を増やしてきた対象者との関係を一層強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考え、平成25年9月頃に、対象者株式を追加取得し、両社の企業価値の向上を図ることについて提案し、対象者との間で具体的な協議を開始し、継続してまいりました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けを通じて当社と対象者との一層の資本関係の強化を行うことが、以下に示すように両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、対象者、ひいては当社グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、当社は平成26年1月30日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び本資本業務提携契約を締結することを決定いたしました。

対象者は、不動産賃貸事業セグメントを主軸に当社とは異なるビジネスモデルで安定的な 収益を上げていますが、製造部門にあたる輸送用機器関連事業セグメントは損失が続いて おり、対象者が独自に改善策を実施し事業展開しているところです。そこで、本公開買付けを通じて両社の資本強化を図り、両社の経営資源を有効的に活用することで、対象者の 製造部門の再建が加速し、対象者の更なる収益の積み上げが図られ、当社にも安定した収益が還元されることが期待できます。

具体的には、対象者は、新規事業及び新商品の開発並びに既存商品の用途拡大及び応用製品への展開について、当社が持つ情報や技術及びノウハウを活用することができます。対象者の将来的な課題である価格競争力の向上については、当社の生産管理のノウハウの共有による対象者の工場生産の効率化や、当社の集中購買のノウハウを利用した対象者の調達コストの低減が可能となります。さらに、当社の技術力や、当社に寄せられる情報の提供を受けることで、対象者の製造分野における新規製品及び事業の創出に関する開発と事業展開の期間短縮への寄与が期待できます。その他にも、当社の支社、支店、子会社等の拠点を活用することで、対象者製品の販売拡大に繋げることが可能となると共に、対象者の将来的な海外展開においても、当社の海外拠点や人材を活用することで、より円滑な事業推進が可能となると考えております。また、東京証券取引所市場第一部に上場する当社の連結子会社となることで対象者の信用力が高まり、今後の不動産業務の収益拡大のための投資資金がより円滑、効率的に調達できることが期待できます。

次に、当社の14中計においても、対象者の製造部門である航空機事業やハニカム材料の技術は、当社の既存事業に該当するものがなく、対象者が当社グループ傘下に加わることで、14中計の事業領域の変革への足がかりになることが期待できます。また、対象者の海運市況に左右されない安定した収益が、当社にも還元されることで、14中計の目指す「収益の安定化」への寄与が期待できます。その他にも対象者の製造部門の立て直しを通じて、グループ経営の強化が進展し、14中計の3本の戦略の柱の下支えとなっている「経営基盤の強化」にも貢献することが期待できます。

以上の取り組みを通じ、対象者の製造部門における早期の利益貢献に加え、当社と対象者との開発ノウハウの共有、共同開発の推進、人材の横断的な活用等を進めることにより、両社の継続的な成長を実現させ、グループ全体における更なる競争力の向上を見込んでおります。このように、当社は及び対象者は、本公開買付けを通じて、これまでに培われた両社の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築することにより、両社の企業価値を高めることができるものと考えております。

なお、本公開買付けの成立後には、両社でシナジー効果を上げるためのプロジェクトチームを組成し、各部門において個別に具体的なシナジー効果を検討し、早期実現に向けて取り組んで参ります。

当社は、かかる理解のもと、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(本公開買付価格の検討)

当社は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券に対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、当社はSMBC日興証券から平成26年1月29日付で対象者株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。SMBC日興証券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 1,127円~1,159円 類似上場会社比較法 1,383円~1,736円 DCF法 1,445円~1,937円

市場株価法では、平成26年 1 月29日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値1,159円(小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。)、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値1,139円、直近6 ヶ月間の終値の単純平均値1,127円を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を1,127円から1,159円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を1,383円から1,736円までと分析しています。

DCF法では、対象者に係る事業計画を検討の上、平成26年3月期以降に対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を1,445円から1,937円までと分析しております。

なお、対象者が当社に提出した事業計画においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。事業計画は対象者の重要課題である「製造部門の再建」「不動産部門の収益拡大」が数年に亘って実現していくことを反映した計画となっているとのことです。また、対象者が当社に提出した事業計画においては、本公開買付けにより対象者に生じることが期待されるシナジー効果は考慮していないとのことです。

当社は、SMBC日興証券による対象者株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、買収監査(デュー・ディリジェンス)の状況、対象者との協議・交渉の結果や、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成26年1月30日に本公開買付価格を1株当たり1,650円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年1月29日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値1,136円に対して45.25%(小数点以下第三位四捨五入、以下本項の割合の数値において同じとします。)、平成26年1月29日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,159円に対して42.36%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,139円に対して44.86%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,127円に対して46.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価額となっております。また、本公開買付価格は本書提出日の前営業日である平成26年1月30日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値1,121円に対して47.19%のプレミアムを加えた価額となっております。

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	
10,000,000 (株)	8,311,207(株)	10,000,000(株)	

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,311,207株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 対象者は、平成26年1月30日開催の取締役会において、対象者の所有する自己株式のうち1,770,000株(株式所有割合5.27%)について、本公開買付けに応募する旨の決議をしています。
- (注3) 本公開買付けにおいては、単元未満株式も、買付け等の対象としております。なお、会社法(平成17年法律 第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式買取請 求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがありま す。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	10,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)(個)(d)	10,262
d のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)	31,304
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j)(%)	29.98
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100) (%)	60.75

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(10,000,000株) に係る議決権の数です。
- (注2) 「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)(個)(d)」は、信託株式5,131,000 株(議決権行使の指図権は当社に留保されております。)に、当社が直接所有する対象者株式5,131,793株 を加えた株式数(10,262,793株)に係る議決権の数です。
- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)」は、第110期第2四半期報告書記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び自己株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、第110期第2四半期報告書記載の単元未満株式の数(281,702株(自己株式に係る単元未満株式数を除く。))及び本自己株式処分に係る自己株式の数(1,770,000株)の合計数(2,051,702株)に係る議決権の数(2,051個)を加えた33,355個を分母として計算しております。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,000,000株)を超えた場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うことを予定しておりますが、当該処理により対象者に返還される自己株式の数が最大となる場合を前提としてもなお「買付け等を行った後における株券等所有割合」は3分の2以上とはなりません。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後に おける株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者株式を取得することはできません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが(同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成26年1月15日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。本件株式取得に関しては、公開買付者は、公正取引委員会から平成26年1月21日付で、30日の取得禁止期間を6日に短縮する旨の通知書を受領したため、平成26年1月21日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から平成26年1月21日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、平成26年1月21日をもって措置期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成26年1月21日(排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 平成26年1月21日付公経企第35号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 平成26年1月21日付公経企第36号(取得禁止期間の短縮の通知書の番号)

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。)。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

[有効期限内の原本]

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード(氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの)、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票 の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。 各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認書類(上記「個人」と同様)

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合) 個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。)。

解除書面を受領する権限を有する者

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号(その他のSMBC日興証券株式会社国内各営業店)

(3)【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4)【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	16,500,000,000	
金銭以外の対価の種類	-	
金銭以外の対価の総額	-	
買付手数料(b)	93,000,000	
その他(c)	6,000,000	
合計(a) + (b) + (c)	16,599,000,000	

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(10,000,000株)に、1株当たりの本公開 買付価格(1,650円)を乗じた金額です。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。
- (注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。
- (注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	41,900,416
計(a)	41,900,416

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
		-		

口【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
		-		

口【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額 (千円)	
-	-	
計(d)	-	

【 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計 】 41,900,416千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】 該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】 該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成26年3月24日(月曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,311,207株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の 買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は速やかに前記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件 等により買付けを行います。

(6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、 訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方 法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募 株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合 には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付す ることにより訂正します。

(7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の 方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直 接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計			-		

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第110期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日 関東財務局長 に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第111期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月11日 関 東財務局長に提出

事業年度 第111期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月12日 関東財務局長に提出予定

EDINET提出書類 三井造船株式会社(E02123) 公開買付届出書

八【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

三井造船株式会社

(東京都中央区築地五丁目6番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5,192(個)	5,131(個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	5,192	5,131	-
所有株券等の合計数	10,323	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

- (注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,023,509株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議 決権はありません。
- (注2) 「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」は、当社が所有していた対象者株式が三井住友信託銀行株式会社に信託されたうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたものであり、議決権行使の指図権は当社に留保されております。
- (注3) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数61個を含めております。なお、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5,131(個)	5,131(個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	5,131	5,131	-
所有株券等の合計数	10,262	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」は、当社が所有していた対象者株式が三井住友信託銀行株式 会社に信託されたうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたものであり、議決権行 使の指図権は当社に留保されております。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	61 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	61	-	-
所有株券等の合計数	61	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

- (注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,023,509株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議 決権はありません。
- (注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数61個を含めております。なお、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】 【特別関係者】

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	昭和飛行機工業株式会社
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地
職業又は事業の内容	輸送用機器関連の製造・販売、並びに事務所用ビル、商業施設等の不動産賃貸
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	酒巻 三郎
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	守屋 正
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 専務取締役
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	白上 廣昭
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	長村 安正
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	福持 克之助
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	齋藤 一
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 取締役
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	矢村 進
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 取締役
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	田沼 千明		
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)		
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 取締役		
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109		
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員		

氏名又は名称	猪野 修一		
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)		
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 常勤監査役		
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109		
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員		

氏名又は名称	松浦 明人		
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地(対象者所在地)		
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 常勤監査役		
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109		
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員		

【所有株券等の数】 昭和飛行機工業株式会社

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

⁽注) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,023,509株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決 権はありません。

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	9(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	9	-	-
所有株券等の合計数	9	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

- (注1) 酒巻三郎氏は、小規模所有者に該当しますので、酒巻三郎氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。
- (注2) 酒巻三郎氏は、対象者の株式累積投資における持分に相当する対象者株式326株(小数点以下切捨て)を所有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の「所有する株券等の数」には含めておりません。

守屋 正

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	6	-	-
所有株券等の合計数	6	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

- (注1) 守屋正氏は、小規模所有者に該当しますので、守屋正氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。
- (注2) 守屋正氏は、対象者の株式累積投資における持分に相当する対象者株式871株(小数点以下切捨て)を所有 していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の「所有する株券等の数」には含めておりません。

白上 廣昭

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	11 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	11	-	-
所有株券等の合計数	11	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

- (注1) 白上廣昭氏は、小規模所有者に該当しますので、白上廣昭氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。
- (注2) 白上廣昭氏は、対象者の株式累積投資における持分に相当する対象者株式635株(小数点以下切捨て)を所有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の「所有する株券等の数」には含めておりません。

長村 安正

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	•	•	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	•	•	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 長村安正氏は、小規模所有者に該当しますので、長村安正氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開 買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係 る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。

福持 克之助

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	3	-	-
所有株券等の合計数	3	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

- (注1) 福持克之助氏は、小規模所有者に該当しますので、福持克之助氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第 1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有 株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。
- (注2) 福持克之助氏は、対象者の株式累積投資における持分に相当する対象者株式741株(小数点以下切捨て)を 所有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の「所有する株券等の数」には含めておりません。

齋藤 一

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	4	-	-
所有株券等の合計数	4	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 齋藤一氏は、小規模所有者に該当しますので、齋藤一氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。

矢村 進

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 矢村進氏は、小規模所有者に該当しますので、矢村進氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。

田沼 千明

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	3	-	-
所有株券等の合計数	3	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

- (注1) 田沼千明氏は、小規模所有者に該当しますので、田沼千明氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。
- (注2) 田沼千明氏は、対象者の株式累積投資における持分に相当する対象者株式487株(小数点以下切捨て)を所有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の「所有する株券等の数」には含めておりません。

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	7	-	-
所有株券等の合計数	7	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

- (注1) 猪野修一氏は、小規模所有者に該当しますので、猪野修一氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。
- (注2) 猪野修一氏は、対象者の株式累積投資における持分に相当する対象者株式896株(小数点以下切捨て)を所有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の「所有する株券等の数」には含めておりません。

松浦 明人

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	•	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	•	-	-
合計	3	-	-
所有株券等の合計数	3	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 松浦明人氏は、小規模所有者に該当しますので、松浦明人氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開 買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係 る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】 該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社は、平成26年1月30日に、対象者との関係強化を図ることを目的として、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

目的

当社が本公開買付けを実施することによって、当社が対象者を連結子会社とした上で、当社及び対象者が保有する経営資源を相互に有効活用することで事業規模の拡大及び業務効率の向上を図り、両社の企業価値の最大化を図ることを目的とする。

資本業務提携の内容及び方法

一定の条件のもと本公開買付けを実施し、対象者を当社の連結子会社とする。

上記 記載の目的を達するため、当社及び対象者は、下記 記載の内容に従い、業務提携を行う。

上記 記載の目的を達するため、当社は、下記 記載の内容に従い、対象者に対して役員を派遣する。

本公開買付けの実施、本公開買付けへの賛同等

当社は、本書記載の内容にて、本公開買付けを実施する。

対象者は、一定の条件のもと本公開買付けにつき賛同の意見表明(本公開買付けの価格に関する意見を含む。)の取締役会決議を行い、当該賛同決議について適時に公表及び法定書類の提出を行う。

対象者は、公開買付期間中、当該賛同決議を変更又は撤回しない。但し、公開買付期間中に当社以外の者による対象者株式に対する対抗的な公開買付けが開始された場合で、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反となる可能性が高いと賛同決議に参加した対象者の取締役全員が合理的に判断し、かつ、当該判断に資する弁護士(同種の取引において十分な知見と経験を有する弁護士に限る。)の意見を取得した場合に限り、対象者は賛同決議を変更又は撤回することができるものとする。なお、対象者は、本資本業務提携契約締結日以降本公開買付けの決済開始日までの間に、当社以外の者による対象者株式に対する対抗的な公開買付けに関する提案又は勧誘等を受けた場合には、直ちに当社に対してその事実及び当該提案の内容を通知するものとし、当社が当該提案又は勧誘等に対して、新たな提案等を行うために十分な機会を付与しなければならないものとする。

自己株式の応募

対象者は、本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の前日において対象者が保有する対象者株式のうち 1,770,000株を、本公開買付期間中に応募するとともに、応募をすることが法令若しくは司法・行政機関等による 命令等に対する違反を構成する場合又は本資本業務提携契約上賛同決議の撤回が認められる場合を除き、応募の撤回をせず、かつ、かかる応募のために法令上、また対象者が上場する金融商品取引所の規則上、必要となる一切の 手続(自己株式の処分に係る手続を含む。)を適時・適切に履行する。

業務提携の内容

当社及び対象者は、本資本業務提携契約に基づく提携に伴う積極的な効果を可能な限り最大限発揮できるよう、相互に、実務上、可能な限り、最大限の努力を行う。

当社及び対象者は、お互いに相手方のブランドと経営の自主性を維持・尊重しつつ、それぞれの事業領域で考え得るシナジーを追求するため、生産管理のノウハウの共有、販路・販売インフラの共有、商品開発、調達、物流をはじめ、業務提携を実施するものとし、具体的な内容を検討するために、本公開買付けの決済完了後、速やかに、両社による会合を開催する。

役員の派遣

当社は、本公開買付けの決済完了後、対象者の取締役1名を指名することができ、以後、取締役の指名に関して変更を行う場合には、対象者との間で事前に協議する。

事前承認事項・報告事項

対象者は、本公開買付けの決済完了後に、次の各号に定める事項を決定する場合には、その内容につき当社との間で協議するものとし、事前に当社の書面による承諾を得るものとする。

- (a) 新株式の発行又は自己株式の取得若しくは処分
- (b) 株式の併合、株式の分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- (c) 資本金の額の減少若しくは準備金の額の減少又は資本金の額の増加若しくは準備金の額の増加
- (d) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、重要な事業の譲渡又は譲受け

対象者は、本公開買付けの決済完了後に、法令又は対象者の定款その他の社内規程により株主総会決議が必要とされる事項を決定又は実施しようとする場合には、事前に当社に対してその旨を書面で報告する。

EDINET提出書類 三井造船株式会社(E02123) 公開買付届出書

対象者の独立性維持

当社及び対象者は、合理的な理由がある場合を除き、本公開買付け後も対象者が上場会社としての自主的な経営を尊重することを相互に確認する。

株式譲渡等

当社は、本公開買付けの決済完了後に、対象者株式を追加取得し、又は、本公開買付けにより取得した対象者株式を第三者に譲渡しようとする場合には、事前に対象者と協議を行うものとする。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

- 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

当社は、平成26年1月30日に、対象者との関係強化を図ることを目的として、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

日的

当社が本公開買付けを実施することによって、当社が対象者を連結子会社とした上で、当社及び対象者が保有する経営資源を相互に有効活用することで事業規模の拡大及び業務効率の向上を図り、両社の企業価値の最大化を図ることを目的とする。

資本業務提携の内容及び方法

一定の条件のもと本公開買付けを実施し、対象者を当社の連結子会社とする。

上記 記載の目的を達するため、当社及び対象者は、下記 記載の内容に従い、業務提携を行う。

上記 記載の目的を達するため、当社は、下記 記載の内容に従い、対象者に対して役員を派遣する。

本公開買付けの実施、本公開買付けへの賛同等

当社は、本書記載の内容にて、本公開買付けを実施する。

対象者は、一定の条件のもと本公開買付けにつき賛同の意見表明(本公開買付けの価格に関する意見を含む。)の取締役会決議を行い、当該賛同決議について適時に公表及び法定書類の提出を行う。

対象者は、公開買付期間中、当該賛同決議を変更又は撤回しない。但し、公開買付期間中に当社以外の者による対象者株式に対する対抗的な公開買付けが開始された場合で、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反となる可能性が高いと賛同決議に参加した対象者の取締役全員が合理的に判断し、かつ、当該判断に資する弁護士(同種の取引において十分な知見と経験を有する弁護士に限る。)の意見を取得した場合に限り、対象者は賛同決議を変更又は撤回することができるものとする。なお、対象者は、本資本業務提携契約締結日以降本公開買付けの決済開始日までの間に、当社以外の者による対象者株式に対する対抗的な公開買付けに関する提案又は勧誘等を受けた場合には、直ちに当社に対してその事実及び当該提案の内容を通知するものとし、当社が当該提案又は勧誘等に対して、新たな提案等を行うために十分な機会を付与しなければならないものとする。

自己株式の応募

対象者は、本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の前日において対象者が保有する対象者株式のうち 1,770,000株を、本公開買付期間中に応募するとともに、応募をすることが法令若しくは司法・行政機関等による 命令等に対する違反を構成する場合又は本資本業務提携契約上賛同決議の撤回が認められる場合を除き、応募の撤回をせず、かつ、かかる応募のために法令上、また対象者が上場する金融商品取引所の規則上、必要となる一切の 手続(自己株式の処分に係る手続を含む。)を適時・適切に履行する。

業務提携の内容

当社及び対象者は、本資本業務提携契約に基づく提携に伴う積極的な効果を可能な限り最大限発揮できるよう、 相互に、実務上、可能な限り、最大限の努力を行う。

当社及び対象者は、お互いに相手方のブランドと経営の自主性を維持・尊重しつつ、それぞれの事業領域で考え得るシナジーを追求するため、生産管理のノウハウの共有、販路・販売インフラの共有、商品開発、調達、物流をはじめ、業務提携を実施するものとし、具体的な内容を検討するために、本公開買付けの決済完了後、速やかに、両社による会合を開催する。

役員の派遣

当社は、本公開買付けの決済完了後、対象者の取締役1名を指名することができ、以後、取締役の指名に関して変更を行う場合には、対象者との間で事前に協議する。

事前承認事項・報告事項

対象者は、本公開買付けの決済完了後に、次の各号に定める事項を決定する場合には、その内容につき当社との間で協議するものとし、事前に当社の書面による承諾を得るものとする。

- (a) 新株式の発行又は自己株式の取得若しくは処分
- (b) 株式の併合、株式の分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- (c) 資本金の額の減少若しくは準備金の額の減少又は資本金の額の増加若しくは準備金の額の増加
- (d) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、重要な事業の譲渡又は譲受け

対象者は、本公開買付けの決済完了後に、法令又は対象者の定款その他の社内規程により株主総会決議が必要とされる事項を決定又は実施しようとする場合には、事前に当社に対してその旨を書面で報告する。 対象者の独立性維持

EDINET提出書類 三井造船株式会社(E02123) 公開買付届出書

当社及び対象者は、合理的な理由がある場合を除き、本公開買付け後も対象者が上場会社としての自主的な経営を尊重することを相互に確認する。

株式譲渡等

当社は、本公開買付けの決済完了後に、対象者株式を追加取得し、又は、本公開買付けにより取得した対象者株式を第三者に譲渡しようとする場合には、事前に対象者と協議を行うものとする。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年1月30日開催の取締役会において、上記「第1 公開買付要 項」「3 買付け等の目的」「(2)本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」に記載 のシナジー効果を考慮すると、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで今後の対象者のさらなる 成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断するとともに、本公開買付けにおける買付予定数の上限は、対象 者が本公開買付け後も上場を維持するという目的と本公開買付けに応募する対象者株主の応募株式を可能な限り多く 買い付けるという観点から妥当なものであり、買付予定数の下限は、対象者を連結子会社化するという目的から妥当 なものであると判断し、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立し た第三者算定機関である野村證券より取得した対象者株式に関する株式価値算定書並びに当社及び対象者から独立し た法律事務所である佐藤総合法律事務所からの法的助言並びに自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見を踏ま えた上で、大熊一正氏を除く対象者取締役9名の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。 また、野村證券より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるもの の、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であ るため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることに鑑 み、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。 なお、対象者の取締役である大熊一正氏は、当社の従業員を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的 に確保する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのこと です。また、上記取締役会には対象者監査役の3名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項につ いて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1 株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名又は認 可金融商品取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成25年7月	平成25年7月 平成25年8月 平成25年9月 平成25年10月 平成25年11月 平成25年12月 平成26年1月					平成26年1月
最高株価(円)	1,090	1,090 975 1,540 1,501 1,253 1,244 1,200					
最低株価(円)	865	865	883	1,120	1,063	1,071	1,071

⁽注) 平成26年1月については、平成26年1月30日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

	株式の状況(1単元の株式数 株)					単元未満株			
区分	政府及び地	田体 本職機以 口类字 1		取 その他の法 [外国法人等		- 個人その他	計	式の状況(株)
	方公共団体			個人以外	個人				
株主数(人)	-	1	-	-		-	-	•	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第108期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月26日 関東財務局長に 提出

事業年度 第109期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日 関東財務局長に 提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第110期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月13日 関東 財務局長に提出

なお、対象者によれば、平成26年2月13日に、第110期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

昭和飛行機工業株式会社

(東京都昭島市田中町600番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【その他】

対象者は、平成26年1月30日に「平成26年3月期 第3四半期決算短信[日本基準](連結)」を、以下のとおり公表しております。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況(連結)

決算年月	平成26年 3 月期(第110期) 第 3 四半期連結累計期間
売上高	16,264百万円
売上原価	11,862百万円
販売費及び一般管理費	3,079百万円
営業外収益	116百万円
営業外費用	270百万円
四半期純利益	1,105百万円

1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成26年 3 月期(第110期) 第 3 四半期連結累計期間
1 株当たり四半期純利益	34円99銭
1 株当たり配当額	